

台湾における史料公開状況

——外交部檔案資訊処・国防部史政局を中心に——

川 島 真

はじめに——文書公開と国家檔案法

昨今、台湾に於いて文書の公開が急速に進んでいることは、日本でも広く知られるようになり、台湾の各文書館の利用者名簿には、日本人利用者の名が連ねられている。日本人によく知られている文書館には、中央研究院近代史研究所檔案館、国史館、中国国民党中央委員会党史委員会、台湾省文献委員会などがある。

台湾で文書が急速に公開され始めた背景には、光復という国是が有名無実化し、本土化（あるいは台湾化）が進んだことがある。これは「中華民国在台湾」という語に如実に表れている。国民党の性格も、蔣家ら外省人を中心とする外来政党から、台湾人あるいは台湾生まれの外省人を中心とする土着政党へと変化した。こうした政治情勢の変化は、社会の歴史認識の変化とも密接に絡み合っている。従来、中華民国は「中国」の正統なる国家として存在していたのだが、二つの「中国」論を経て、今では「中国」ではなく「台湾」なのだという論が主流になるに至り、歴史認識の重点も中国あるいは中華民国としての歴史から台湾としての歴史にシフトしてきている。自らが「中国」の正統なる政権であることを主張したり、台湾が中国の一部であることを強調する歴史はなりをひそめ、かわって台湾人を主人公とする台湾史が主流となってきた。

このような歴史認識の変化は、文書公開状況にも影響を及ぼす。すなわち、中華民国史にとっての機密文書が、台湾史にとってはとるに足ら

ない史料だという理由で、なし崩しに公開され始めたのである。特に、中華民国が大陸に在った時代の文書は、現在の台湾にとって殆ど無縁であることから、密封から全面公開へと顕著な変化が生じることとなった。これは、国民党による中央政治委員会、国防最高委員会などの会議記録・文書の公開、そして国史館での所謂「大溪檔案（蒋介石関連文書）」の公開へ向けての動きに表れている¹⁾。

また、歴史認識の変化の他に、社会の民主化も文書公開進展の背景にあると考えられる。アジア四小龍の一つとして経済発展を遂げた台湾ではあるが、対内的にも、対外的にも大きな問題が残されている。対内的には、従来社会から遊離していた外来政権が、在地政権として如何に社会にアクセスしていくのかという問題がある。戒厳令が解かれてから急速に政治を語りはじめた社会に対して納得のいく政策を提示することは極めて困難である。実際、政府は、旧来の開発独裁政権としての性格が拭えず、政治家や官僚の腐敗が頻繁に露顕している。こうした中で、政府や国民党が自らの情報を積極的に公開するという手段が、その開放性を強調するために用いられるに至ったようにも思える。他方、対外的問題というのは、いうまでもなく两岸問題である。大陸でも改革開放政策の影響で文書が公開され始めたのだが、台湾でも文書を公開することによって、大陸よりも一層民主化の進んだ国家であることを表現しようとしているようだ。また、これは深読みかもしれないが、利用条件のよい台湾に歴史研究者を引き寄せ、国外の言論を有利に導こうという意図があったのかもしれない。事実、ここ5年で日本の中国近代史研究者の台湾認識は大幅に変化したように思える。

こうした民主化の影響もあり、台湾では「国家檔案法」の制定が進められている。学者の地位が高い台湾では、日本のように市民運動を伴うかたちで運動が展開したわけではない。中央研究院近代史研究所、国史館、台湾省文献委員会のスタッフなどによって、各国の文書館法などを参考にして素案が練られ、現在立法院で審議がなされている。目下のところ、台湾では、中央各部局及び各地方自治体の文書が、いずれも国史編纂機関である国史館に移管されている。いわゆる「三十年原則」などの文書移管の時期に関する法律が制定されないまま、各機関が内規をつくって国史館に文書を移しているのが実情である（經濟部は中央研究院

近代史研究所檔案館に文書を移管)²⁾。この結果、個人のプライバシーに関わるような1990年代の文書が公開されたり、国史館で整理が追いつかないといった弊害がうまれている。こうしたことも、法の整備が要請された背景にある。

また、中央と地方の争いという問題も文書行政に影響を与えている。中華民国という国家は、建国以来、中央政府と省政府との間に様々な矛盾を抱えている。これは双方の権限に曖昧な部分があることに由来する。台湾では、台北に中央政府があり、南投県の中興新村に省政府がある。各県政府は基本的にこの省政府に属している。省が設置されているのは来るべき光復に備えてのことでもあり、中華民国としての国体を護持するためでもあった。しかし、周知の通り、台湾化が進み、「台湾独立」が将来的なプランとして浮上してきた。外モンゴルの独立承認への動き、大陸地図の地名の大陸式標記の一部容認、蒙蔵委員会の廃止審議などにも、「国是」変更の一端が見えはじめている。その中でも、現在浮上している問題は極めて大きい。それは、96年末の国家發展会議で定められた省制凍結（凍省）である。台湾省が必要なのかという問いは以前から存在し、独立についても、中華民国が台湾国に脱皮するのか、それとも台湾省が独立するのかという2つのプランがあり得た。大陸にとっては、省の自立の方が問題なのだろうが、そうした两岸問題というよりも、純粋な国内問題として省政府の権限範囲及び存続問題が浮上したのである。台湾省側は自立化を模索し、台湾省文獻委員会の省文書館化という可能性も含めて、文書行政の面でも中央政府の管理からの自立化を目指そうとしていたのだが、凍省決議により、情勢は流動的となった。

現在審議中の「国家檔案法」によれば、現在総統府（大統領府）に直属している国史館が、行政文書を保存・公開する「国家檔案館」となって行政院（内閣）に直属し、場合によっては各地方自治体にある文献委員会・県史館などが、各地方自治体の文書館となることになる。このプランが実現すれば、国史館は明らかに降格されることになるが、内外からの要請に従って、国史館も一応「国家檔案館」化に同意している。この法の実現性については、樂觀論もあり、悲觀論もある。たとえば法が通過しても、アーキビストなどの人材の要請をどうするのか、国際文書館会議などの国際機関への加盟をどのように行うのかなど、具体的問題が

山積しているという。

本稿では、こうした状況下での台湾の各文書館の近況を紹介したい。特に、これまで日本人利用者のいなかった、国防部史政局と外交部檔案資訊処については利用方法も含めてできるだけ詳細に述べてみたい。

2. 個々の文書館の近況

ここでは、これまで日本の雑誌などで紹介され、日本人利用者も少ない文書館の近況について紹介したい。

(1) 中央研究院近代史研究所檔案館³⁾

中央研究院は総統府に直属する中華民国のアカデミーであり、台北市の南港区研究院路二段にある。同院近代史研究所に附設されている文書館（檔案館）は、日本人利用者の最も多い文書館の一つである。南港区は、台北市の東のはずれにあり、台北駅からバスで一時間以上かかる。懸案の地下鉄やモノレールが開通する様子もない。ただし、故宮博物院付近に至るバス、620線が開通したことは、中央研究院のゲストハウス（活動中心）に泊まり、故宮に行く研究者にとって朗報である。

所蔵文書には幾つかの変化が見られている⁴⁾。外交文書に変動はないが、経済文書が陸続と移管されている。中には、1990年代の台北駐日経済文化辦事処（旧亜東関係協会）の文書もある。また、台糖文書などの企業文書や朱家驊文書などの個人文書も公開されている。なお、1997年中には1940年代の駐英中華民国大使館文書が公開される予定である。これらの新公開文書には公刊目録がないので、現地で確認する必要がある⁵⁾。

利用状況に大きな変動はない。まず事前申請は必要ない。そして利用時間は9時から4時40分まで（11時40分から2時までには文書の出し入れなど休息）。文書を申請してから手にするまで僅かに3分。複写は多少変更があり、一昨年から申請者自らがゼロックスコピーできるようになった。値段は1枚3元（1元＝約4円）。清代の総理衙門文書まで自由にゼロックスコピーできるので、保存面で問題があるのではないかという利用者からの声がある程である。

文書館の4階では、数名のスタッフが常に文書の補修及び整理に当

っている。閲覧室のある3階には「檔案庫」がある。文書保管の状況を知ることも重要なので、檔案館主任（現在は楊翠華氏）か閲覧室の方（莊樹華氏）に参観をお願いしてはどうだろうか。また同階には展示室もある。展示室には、本文書館所蔵文書の系統図や代表的な文書が展示されている。例えば、日清戦争時の下関条約の漢文テキストなども展示されていて興味深い。

ゲストハウス（活動中心）は中央研究院内部にある。1泊5百元（但し、一定期間を越えるとディスカウントされる）で、コインランドリーや娯楽施設もあり、設備は十分である。1階には、北京料理のレストランと南港では数少ないコーヒーショップがある。予約に際しては、中央研究院の研究所の方の紹介が必要となる。ここは非常に便利だが、他の機関への交通の便が悪いという問題点がある（台北駅まで1時間）。なお中央研究院近代史研究所には図書館も併置されている。この図書館も利用のしがいのあるところである。研究所の研究員のニーズを優先している面もあるが、その見識ある図書収集には驚かされる。3階の雑誌室には、内外の中国近現代史関係の雑誌が開架になっている。日本には無い雑誌も多く見られる。2階のレファレンスには、台湾総督府文書の目録や、内外のカタログ類が置かれている。図書としては、洋書・和書・中文本の基本書があり、他方で大陸の内部発行本（特に文史資料）や、FOなどの海外の外交文書の中国関連部分のマイクロフィルム、顧維鈞回憶録の原本などの個人文書の複写本が多数収集されている。

近代史研究所には「訪問学人」(visiting scholar)の制度がある。原則的に助教以上である必要があるが、訪問学人になると個人研究室を割り当てられ、その上図書館や文書館の利用の面での優遇措置がある。(2) 国史館⁶⁾

国史館は、現在のところ、総統府に直属する国史編纂機関であり、台北市の郊外の台北県新店市北宜路2段にある。台北駅から新店客運バスで1時間弱かかる。中央研究院が台北の東の外れにあるのに対し、国史館は南の外れに位置している。バスの本数も決して多くないので、タクシーの利用を御勧めしたい。かつて、国史館の入口は北宜路に面した小さな門であったが、三年前に、その門の手前に新しい門ができた。その門には守衛室があり、そこで登記する。証件を預け、既に閲覧室の許可

を得ている旨を口頭で述べればよい。閲覧室はかつての館長黄季陸の名をとった季陸楼にある。帰る時には4時半前後に新店客運のバスが国史館前から出るのでこれを利用するとよい。

筆者はかつて国史館に関する紹介文を書いたことがあるが⁷⁾、その時とは幾つかの面で状況が異なっている。これは中央研究院近代史研究所の副研究員である張力氏を中心とする研究者が新聞紙上などで圧力をかけた結果でもある⁸⁾。例えば手続きである。確かに、事前に手紙を出す必要はあるが、閲覧室に到着してから文書を手にするまでの手続きが簡略化された。従来は、まず利用登録をして許可を得てから、更に文書を申請し、その許可を得てやっと文書を手にすることができたのだが、今では着いたらすぐに文書を申請することができる。上部の批は必要だが、時間的には早くなった。複写の面でも、1枚5元という値段は変わらないが、従来2回の批を必要としたところが、1回で済むようになった（複写後のチェックはある）。そして、利用時間も、従来は原則的には昼休みに閲覧室に入ることが認められていなかったが、入室は認められるようになった（カウンター業務は休息）。

所蔵文書には変動があった。先に述べた「大溪檔案」が移管され、96年末を目標に公開が予定されているということばかりでなく、外交部が1万2千巻の外交文書を国史館に移管するなど、中央・地方の各部局が文書を国史館に移管している。国史館の所蔵文書は常に増加しているので、利用者は随時その情報を入手しなければならない⁹⁾。

なお、国史館ではゲストハウスが建設中である。だが、中央研究院以上に何も無いところにある国史館に宿泊しても、生活していけるのかという疑問もある。また国史館の（職員用）食堂は業者が変わって味も変わったが健在である（昼食50元）。

国史館には附設の図書館があるが、ここには内外の雑誌や図書などがある。中央研究院近代史研究所図書館に比べると規模は小さい。

(3) 中国国民党中央委員会党史委員会¹⁰⁾

党史会は、国民党の党史史料を保存・管理し、必要に応じて学術活動や出版活動などを行う機関である。党史会は陽明山の陽明書屋にある。ここは、かつて蒋介石総統の別荘であったところで、極めて風光明媚である。だが、あまりに人里離れたところにあるために、アクセスが困難

である。ここに至るには、タクシーを案内していく自信があれば別だが、党中央委員会から出る国民党バスを利用する他はない。このバスは、仁愛路・建国南路口付近にある党中央委員会から朝8時に出発する。またここには閲覧者向けのレストランが無いので、食事を準備していく必要がある。そして特に注意すべきことは、夕方の4時半頃で国民党バス以外の交通手段がないので、一度ここに着いたら夕方まで脱出することができないということである。党史会に行くなら丸一日覚悟しなければならない。

申請に際しては、事前に手紙などで身分・研究主題・訪問日程をはっきりと連絡しておくことよい（私的な手紙で十分）。党史会は、あくまで私的機関であり、閲覧者がいなければ、係の方が閲覧室にはいらっしやらないからである。突然訪問すると係の方に迷惑をかけることになるので、事前連絡は他の文書館と比べても特に必要である。

党史会の閲覧室に着いてからは、特に利用手続きなどを要せず、そのまま必要な文書を申請できる。新聞の切り抜き（「剪報」）や個人書簡など、かつて公開されていたものについては、室内にカードがあるので、これを利用できる。だが、国防最高委員会など、最近開いたものについては閲覧室に目録がないので、閲覧室担当の蔣京氏が閲覧室横の部屋にいらっしやる林宗傑氏に必要な目録を告げるとよいだろう。文書を申請してから手にするまでは多少時間がかかり、時には1時間程度かかることがある。複写は、かつて大変面倒であったが、今は1枚1元という廉価で、申請者が自ら複写することが可能となっている。毛筆の文書の複写が認められないこともあるが、以前に比べれば大幅に規制が緩和されている。なお、既公開の史料については、カードが国父紀念館の孫逸仙図書館2階の廊下にも別置されているので、事前に確認しておくことよいかもしれない¹¹⁾。

党史会で所蔵されているのは、先に述べた通り、国民党関連の文書である。原則的には1961年までの文書を公開することになっているが、実際には1949年以前の文書が中心である。元来、党史会では新聞記事や個人書簡などを中心に文書を公開していたのだが、筆者がかつて紹介したように、現在では国防最高委員会や中央政治委員会などの会議記録や文書など、かつて機密とされ公開されていなかった文書が開かれてい

る¹²⁾。

前述の通り、陽明書屋は蒋介石の別荘なので、敷地内を散歩するのも楽しい。別荘そのものは博物館のようにっており、蒋介石・蔣経国関連の展示が施されている。蒋介石が天下国家を考える際に座ったという椅子からは台北の街が一望できる。

3. 国防部史政編訳局の利用状況と所蔵文書

国防部史政局は、国防部所蔵の文書を保存・整理し、必要に応じて出版事業なども行う国防部の下部機関である。基本的な利用状況は以下の通りである。

(1) 申請：事前に以下の2点が必要。

・所属機関の紹介状（公文に相当）

・個人的な申請書

（身分・利用目的・閲覧希望文書・希望期日などを記す）

（返事が来ないこともあるので、その時は電話で問い合わせをするとよい）

(2) 場所：台北市貴陽路

国軍の博物館である軍史館1階にある。入口をに入って左。

周囲には軍のクラブなど軍関連の施設がある。

軍史館には国軍関連の展示物がある。

(3) 交通：総統府から徒歩5分。台北駅から徒歩10分程度。

バスは270など多数。バス停の名は軍史館。

(4) 時間：朝8時から夕方5時（実質は4時半）まで。

途中11時半から2時まで昼休み。但し、閲覧は可能。

(5) 複写：困難。但し全く不可能というわけではない。必要性などを説明して交渉することが求められる。

(6) 目録：公刊目録は無い。内部発行の目録は中央研究院近代史研究所図書館のレファレンスにあるので、そこで閲覧するとよい。
(R. 925.4802-430.V1)

(王順風編『国軍檔案目録彙編 第一輯』国防部史政編訳局、1993年)

(7) 閲覧：文書は大部分がマイクロフィッシュになっているが、中には現物が出てくることもある。

(8) 他：食堂や売店はない。だが周囲に幾つか「小吃」がある。

閲覧室の机は6人分。マイクロリーダーは2台。

「国防部史政編訳局国軍檔案史料対外公開及借閱規定」によれば、この規定を定めた目的は、「国民革命軍の栄光の史実を史学界の有効な運用のために提供し、共匪の歴史改竄の陰謀に反駁し、また檔案史料開放の趨勢に順応する」ことにあるという¹³⁾。文書の開放の主たる対象は国軍の職員だが、内外の研究者も含まれている。国外の学術機関は、機関としての申請書が必要で、それについて国防部の評議委員会が審議が行われる。国外の研究者が個人として申請する場合には、上記の通りの手続きが必要である。

次に所蔵文書を見てみたい。史政局に移管される前に文書を管理していた部局としては、総統府・陸軍総部・海軍総部・空軍総部・国防部・国防部史政局・史政編訳局・部本部・聯勤総部・台湾警備総部などがある。文書は上記の移管部局や所轄別に整理されているのではなく、以下のような内容別の大・中項目によって整理されている。

000 総類	450 一般教育
010 法規・訴訟・監察	460 教育実施情形報告
020 中央政府	470 演習校閱督導
030 社団・公会・工商組織	500 国防治安
040 学校	510 情報
050 地方政府	520 反情報・心戦・宣伝
060 政治措施	530 通信
100 行政	540 作戦
110 文書	550 戦地政務
120 印信	560 警備治安
130 文巻・案巻・巻	570 国防軍備
140 書類	580 編裝職掌
150 史政	600 空権海権及交通
160 特殊勤務	610 空権
200 經濟財務	620 海権
210 會計	630 鐵路
220 財政	640 公路
230 審核	700 後勤補給
240 収入款項	710 材料機器五金
250 支出款項	720 服裝配件

260	薪餉給与	730	糧秣
270	援助	740	医薬器材
280	其他	750	交通器材
300	人事	760	飛機及航空器材
310	官制	770	艦船船舶及器材
320	分配派職	780	武器及裝備
330	文職人員	790	其他
340	獎懲	800	医務衛生
350	服役	810	保健及疾病予防
360	輔導	830	死亡处理
370	兵役	840	傷残处理
380	動員	850	榮軍輔導
400	教育	900	建築
410	国外留学	910	道路場及溝渠
420	教育行政	920	房屋
430	學術訓練	930	軍事工程
440	政治訓練	940	江河海港

文書の一部は清代のものだが、それは微々たるものである。北京政府期の文書も少なくない印象を受けるが、全体から見れば1パーセントにも満たないであろう。大部分は、国民政府期及び台北移転後の文書である。国民政府期の文書には、抗日期・国共内戦期の文書がともに含まれている。作戦会議録、現場からの報告、戦犯問題、日本人の引き上げ、榮軍問題など、抗日戦争の全体像を知る上での重要な文書がある。台北移転後については、台湾海峡問題などに関する文書が目録に見られる。

だが、こうした目を惹く問題以外にも、数多くの研究テーマがこの文書群には含まれているようだ。例えば、軍部が担当していた測量問題や土地改革の問題。また、軍内部の人事問題。そして東南アジアなどでの軍の動きなどである。筆者は、僅かに北京政府期の領海策定問題に対する海軍部の動き、ワシントン会議の際の海軍部の動向に関する文書などしか閲覧していないので、文書移転の経緯や文書群の全体像はまだよくわからない。今後、実証的な軍事史学者が国防部史政局の文書を駆使されることを望む。

4. 中国の外交文書と台北外交部檔案資訊処

(1) 中国の外交文書の分布状況

坂野正高によれば、外交史研究は基本的に外交文書に依拠するべきだ

という。とすれば、外交史研究を志す者は、外交文書にアクセスしなければならない¹⁴⁾。

中国の外交機関は、総理衙門・外務部・中華民国北京政府外交部・中華民国国民政府外交部・中華人民共和国外交部に分かれる。総理衙門を外交機関とするのには異論もあるだろうが、現在の兩岸の文書館は外交機関とみなしている。筆者は、外交史を専攻しているので、外国人への一般公開が期待できない中華人民共和国の外交文書を除き、その他の機関の文書の所蔵状況を数年にわたり調査してきた。何故このような調査が必要なのか。それはまず第一に、中国の外交文書が大陸（北京・南京）と台湾に分散し、所在状況が不明であり、第二に、各文書館が公刊目録等を発行していなかったために、実際に現地に行ってみなければ状況を把握できず、第三に、各地の文書館の情報が国内で還流していなかったからである。

こうした外交文書所在状況に関する調査結果を、筆者は「中華民国外交檔案保存・公開の現状」と題して、2年程前に発表した¹⁵⁾。想定される文書の所在を確認していく作業は、パズルを埋めていくようなものであったが、文書の移転経緯を含めて文章化することができた。だが、この調査には重大な欠点があった。それは、第一に南京第二歴史檔案館の内部目録を閲覧していないということ（筆者が見たのは外部向け目録のみ）、第二に台北の外交部内部にある外交部檔案資訊処（外務省文書科に相当）の文書の概要を全く掴めなかったことである。

こうした状況の中で、1996年に台北外交部檔案資訊処にアクセスすることができ、問題の一つを漸くクリアすることができた。この結果、これまで所在が不明であった対日借款関連文書や抗日期の主要外交文書の所在が明らかとなった。現在のところ、北京政府期の外交文書の7割以上が台北にあり、国民政府期（1945-49含む）でも過半数が台北にあると確信している。また対日関係の文書が特に台北に多いことも特筆に値する。ただ、総理衙門期なら半分あるいはそれ以上、外務部期は7割が北京にあると思われる。

このように文書が分散していった背景には、義和団以来の国内の動乱及び抗日戦争などの外国との戦争による混乱の影響が大きい。他方で財政難の政府官僚が資金獲得のために文書を売却したこともある。因みに

に文書の購入者の多くは日本人である。

外交文書移転の詳細はまた別稿で論じたいが、ここで簡単に紹介したい¹⁶⁾。

話は義和団にまで遡る。事件の翌年の光緒二十八年三月二十八日の外務部司員王履咸の呈文に「前年の京師の変の際、他の各衙門の檔冊（檔案を綴じたもの）が焼かれてしまい本来の姿を失ってしまったのだが、幸いにして本部（＝総理衙門）の檔匱は日本兵によって封守されたので、遺失しなかった」とある¹⁷⁾。清朝は歴史編纂のために、あるいは前例検索のために文書を保存していたが、特に外交文書は交渉の際の証拠となすためにしっかりと保存されていた。義和団事件に時には規律よく名をはせたとされる日本軍が総理衙門文書を守ったというのは、後の抗日戦争時に大量の文物、史料を略奪、損壊したことと対照的である。

1913年8月、北京政府外交部は「外交部保存文件規則」を定めた。これによれば、現在使用している文書を「文件」とし、他方結束した案件に関する文書を各科が整理して写しとり、冊子にして冒頭に概要を付したものを「檔案」と呼ぶとされている。「現行文件」すなわち使用中の文書は、編列記号などが施された上で、各科で綴じられて「專檔」となる。毎年末、各科で編まれた「檔案」或いは「檔案」化する必要がないと判断された文書が檔案庫に送られ保存された。他方で、総理衙門・外務部期の文書（＝「旧檔」）は檔案庫で「檔案」化されていたが、この「旧檔」も民国成立以来の「新檔」も担当部局別に登録され、保存年限別に保管された。保存年限には、永久保存・3年保存・1年保存の3種があり、満期になると焼却された。

民国成立時にはまだ独立した文書科がなく、文書整理は各担当部局が行っていた。しかし、現在残されている外交文書は、部局別に整理されているわけではない。この後、制度が変更されたのである。1914年11月、外交部は「外交部編檔辦法」を定める。これによれば、檔案庫に編檔科と編纂科の2科が設置され、各々が檔案の整理と編輯作業に当たることとなっていた。また、各部局には文書担当者が置かれ、両科との連絡に当たることが定められた。編檔の際には、各部局の職掌を基準とし、零件については似たものを集めて綴じることとしている。1案1檔を基本とし、文電が時間配列で整理され、各文電に「案由（＝事由）・件数・

担当部局」を明記し、冊の冒頭に目録を付し、その上で編纂課に送られる。編纂課では、これを更に最要・次要・尋常、そして門類別に分類、他方で不要なものを取り除くなどの整理を施し、「專檔」を作成し、各檔案部局の長の許可を得て、この「專檔」を決定稿とし、「抄檔（写本）」を製作した。

上記のことを考えると、総理衙門期・外務部期の文書綴の表紙に「旧檔」と記されていることや、「案由」にも文書作成時に書かれたものと後で書かれたものがあることなどが理解できる。だが、北京政府期の文書が整理されたのは、むしろ国民政府期に入ってからであった。それについては以下で述べてみたい。

（2）北京政府期の文書整理のあり方と文書の性格

北京政府期の外交文書群は、国民政府期の外交文書群と大きく異なる。卑近な言葉だが、よく整理されすぎているのだ。国民政府期の文書には日常の業務の跡が見えるのに対し、北京政府期の文書は非常によくまとまり、まるで一つのストーリーを描いているようである。北京政府の国権回復への努力を後世の歴史家に描かせるがために編まれているような印象さえ与えられる。この文書群は一体いつ、誰に編まれたのだろうか。

北京が北伐軍に占領され、北京政府の機能が停止し、南京政府が名実ともに国内における中央政府となった後、北京外交部は外交部駐北平辦事処に改組された。この辦事処は、駐北平各国公使館との連絡を主たる役割としていた。1928年7月24日、辦事処は文書の整理・保存を主たる役割とする北平檔案保管処となり、辦事処処長の祁鵬がそのまま保管処処長に就任した¹⁸⁾。この保管処には、北京政府の外交官僚数名が正式職員あるいは臨時雇員のかたちでそのまま勤務した。南京国民政府が成立してから、多くの旧北京政府の外交部職員が南京に行き、引き続き外交部に勤務した。だが他方で、完全にドロップ・アウトしてしまった者もいた。北平に残って文書整理できた人員は、トップの祁鵬を除くとその後のポストを保証されていなかった。

旧北京政府の人員が北平に残り文書を整理したのは外交部だけではなく。国民政府内部では、1933年に内政部などを中心に「文書檔案改

革運動」が起こるが、北平では清代以来の文書が旧北京政府官僚によって着々と整理されていたのである。

さて、この外交部檔案保管処では、「外交部北平檔案保管処暫行辦事簡則」などの規則に基づいて文書の整理を行っていた。具体的な整理方法は、全体を3期（総理衙門期・外務部期・外交部期）に分け、民国外交部期を優先して条約司・政務司・通商司などの部署別に整理し、清書して「清檔」を作成し、南京外交部に送られた。当初、1928年8月に整理を完了するという目標が設定されたが、これは達成できなかった。同年9月、条約司・政務司の文書整理が完了し「清檔」が南京に送られている。「原檔」はそのまま北平に残されたようである。通商司の文書は「門類が多く、複雑」であったので、整理が遅れたのであった¹⁹⁾。

疑問なのは、この短期間に本当に「清檔」が作成されたのかということである。南京に送られたのが全て「清檔」だとするのなら、現在台北に残されているのは、北平に残された文書を大量に含んでいるということになる。確かに関東大震災や排日運動の檔案には「清檔」が多いが、「原檔」も多く含まれているのである。

1933年1月、華北情勢の緊迫化に伴い外交文書の疎開が計画される。移転先や方法は、北平の官員が決めた。場所は洛陽の河洛図書館、方法は鉄道と定められた。移転は、1月から3月にかけて実行に移された²⁰⁾。

この時、外交文書以外の文書も北平に保管されていたが、外交文書は特に早く難を逃れた。1935年12月から36年4月にかけて、北平では財政部文書大量流出事件が起きる。南京政府に命ぜられて清代以来の文書を北平で保管していた旧北京政府官僚が私的に文書を禹貢学会や日本人に売却したのである。この中には、戸部文書、度支部文書、財政部文書などが含まれていた。事態を重視した国民政府は回収を図ったが、回収率は全体の3割強に止まった。これによって、国民政府に対する学術界の抗議が強まり、清代及び北京政府期の文書を故宮博物院などの学術機関に移管することが定められた。外交文書は、この時既に洛陽にあった。

外交文書は、南京と洛陽に二分された。洛陽には職員も移り、整理は継続されたものと思われる。だが、この洛陽文書が南京の文書と合流したのか否か、合流したとしたら何時なのかということは明らかではない。

戦後、国共内戦時に文書がかなりの余裕をもって計画的に台北に運ばれたようである。北京政府期の文書について言えば、南京に残されているのは外交部内行政文書が主であり、対外交渉の際の証拠となるような文書は殆ど全て台北に運ばれている。国民政府期についても、対日交渉、賠償関連文書などが台北にある。南京第二歴史檔案館にある国民政府外交部文書が3500余巻。北京政府期は500余巻。台北では、中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の北京政府期外交部文書が約2500巻（函）、国史館の外交部文書が16000余巻（北京政府期・国民政府期・台北政府期）である。ここに、近々外交部から更に12000余巻が移管されている。確かに「巻」なる単位の中身が同じでないことは確かだが、これほど大きな差があれば状況も自ずから明らかであろう。

北京政府外交部文書は、北京政府の官僚により、同政府の他の部署の文書よりも比較的早く整理され、そして迅速に保管手段が採られていた。その結果、運び出しやすいまとまったコレクションとなっていた。他方、留意しなければならないことは、この文書群が、南京政府成立直後に正規職員として採用されなかった旧北京政府外交部員によって、北平に於いて比較的自由になされていたという事実である。これはまだ実証されたわけではないが、旧北京政府外交官僚が自己正当化を図ったり、あるいは自己の業績を美化しようとした可能性も否定できない。北京政府期の外交文書をそのまま使用して研究すれば、間違いなく「北京政府も様々な困難に直面しながらも外交には努力していた」という結論になる。史料は間違いなくそういうストーリーを投げかけてくる。他国の外交文書、国内の他部局の文書、新聞などによるクロスチェックが必要となる。

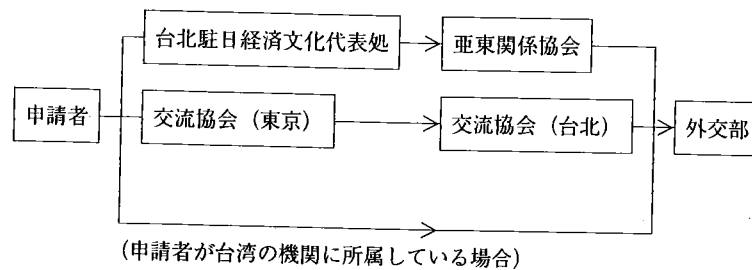
（3）外交部檔案資訊処の利用状況²¹⁾

外交部檔案資訊処は外務省文書科に相当する。外交部には日本の外務省外交史料館のような史料館はない。外交文書は、中央研究院近代史研究所檔案館・国史館に分散している。そして、1994年になって外交部が部内の檔案資訊処に保管されている文書を公開すると新聞紙上などで公表した²³⁾。だが、目録が公刊されるわけでも、保存文書内容が何かしらのかたちで発信されるわけでもなかった。この公開は、中央研究院近

代史研究所や国史館とは明らかに異なっていた。すなわち外交部檔案資訊処は文書館ではなく、学者などのために秘蔵の文書を見せるという「恩恵をたれる」場なのである。従って、入るまでが非常に大変で、入ってからは厚遇される。

手続きは下記の通り、国防部史政局と殆ど同じであるが、外交機関の紹介状（代表処でもよい）が必要とされる。この規制は緩和される可能性があるが、今のところ紹介状が必要とされている。閲覧室は特に設けられていない。檔案資訊処内部の開いた机で仕事することになる。

文書は、担当部局別に整理されている。その部局とは亜太・亜西・非州・欧州・北美・中南米・条法・国組・新聞・礼賓・領務・総務・檔案・人事の各司処である。



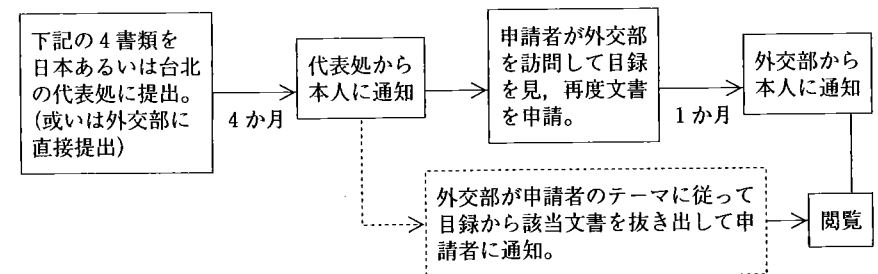
申請に際しては、上記の三つのルートが考えられる。筆者が一番始めに台北駐日経済文化代表処に申請したが、外交部により却下された。理由は不明だが、書類不備（恐らくは、所属機関の紹介状の不備）のようであった。この時には返事が来るまでに4か月を要した。

二度目は、筆者が台北中央研究院近代史研究所の訪問学人であった時に、同所の公文を用いて申請した。2週間弱で返事があり、日程を相談して、外交部檔案資訊処に赴いた。この時点で既に担当者が決められているので、以後その担当者と連絡を取り合うことになる。外交部では、まず「電脳目録」を見る。目録は先の司処別にできている。文書番号と冊数は付されていない。案件名と年次を見ながら必要な文書をリストアップしていく。この作業が終了したら係の方に告げる。この時には、国史館への移転分（12000巻）も目録に含まれていたため、申請した文

書に国史館への移転物がどれくらい含まれているかを確認し、申請を依頼した。申請後、檔案資訊処から文書の担当司処に批准が求められる。筆者が申請した文書は亜太司と条法司であったので、檔案資訊処からこの両司に閲覧の許可を求めるとことになる。返事を待つこと約2か月。漸く返事が来て、「亜太司のみ許可・条法司は不許可」であった。不許可の理由は伝えられなかった。ここで日程を更に相談して、再度訪問する。この間、檔案資訊処は、外交部の倉庫のある北投から文書を取り寄せている。外交部を訪問すると意外にフレンドリーで、2階にある資訊処の一つの机を開けていただき、文書を閲覧。複写は無制限にとることができた（1枚1元）。

三度目は、日本の大学の先生方とともに台北駐日経済文化代表処に申請、台北にある亜東関係協会を経て外交部に届けられた。同部の批准を得た後、亜東・駐日経済文化代表処を経て申請者に通知された。この間の必要日数は約4か月。だが、前回と違ったのは、この時点で申請テーマに関する目録が付されていたことである（国史館移転分も含む）。当初、この目録が単なる「参考」用なのか、実際に彼らが目録にある文書を準備しているのか判らなかつたが、問い合わせた結果、彼らがこれらの文書を準備しているとのことであった。手続き面では非常に助かったが、自由に目録を見て文書を申請する自由を奪われた格好にもなっていた。また、人数が多かったので閲覧用に会議室が特別に準備され、また部内の留日組による接待があるなど、歓待された。そして、当方が目録を見たことがないということで、再度目録も見せていただいた。複写も前回同様1枚1元であった。

【申請の手順】



以下に基本的な利用状況をまとめておく。

- (1) 申請：事前に以下の3点が必要。
 - ・所属機関の紹介状（公文に相当）
 - ・個人的な申請書（身分・利用目的・閲覧希望文書・希望期日などを記す）
 - ・外交機関（代表処）の紹介状。
 （返事が来ないこともあるので、その時は電話で問い合わせをするとよい）
- (2) 場所：台北市凱達格蘭大道（以前の介壽路）
入口は外交部の裏門。北一女側。
総統府前。中央図書館横。入る時にはパスポートなどの「証件」が必要。
- (3) 交通：総統府から徒歩5分。台北駅から徒歩10分程度。
バスは270など多数。バス停の名は北一女。
- (4) 時間：朝8時半から夕方5時（実質は9時から4時半）まで。
途中11時半から2時まで昼休み。
- (5) 複写：自由。1枚1元。申請者自らがゼロックスコピーできる。
但し、「機密」「極密」の文書は口頭で係の方に知らせて、「解密」していただかなければならない。
- (6) 目録：公刊目録は無い。内部発行目録はあるようだが、図書館などには置かれていない。目録はいずれもコンピューターに取められている。
- (7) 閲覧：文書は大部分が現物。
- (8) 他：事前連絡すれば、助手を1名随行できる。
食堂・売店が地下1階にある。

(4) 所蔵文書の概要

さて、所蔵文書であるが、「三十年原則」が適用されており、1966年以前の文書は原則的に公開されている。1949年以後の文書の一部は1990年代に入ってから陸統と国史館に移転されていたが、外交部に残されているのは外交部にとっての重要度の高い文書である。対日問題に絞っても、対日講和、対日賠償、吉田書簡、日華条約など重要な文書が公開さ

れている。1949年以前の文書についても、前述の通り中央研究院近代史研究所檔案館や国史館に移転されているが、外交部に残されていたのは、依然として有用性のあるもの（現用文書）と機密性の高いものである。

文書目録を見て解けたことが二つある。一つは、北京政府期以来の対日借款問題など、所在が明らかではなかった日中関係の文書がここにあったこと。第二は、国民政府期の重要文書（抗日戦争・連合国との対日講和及び賠償関連文書）もここにあったことである。だが、この結果、従来抗日戦争や対日賠償関連の文書が秘蔵されていると思われていた南京の第二歴史檔案館には何が残されているのか疑問になってきた。

この文書を使用することは、日中関係史、抗日戦争史、第二次世界大戦史に大きな転機をもたらすことであろう。

おわりに

台湾では、歴史研究に於いて文書を使用するという習慣が広がっているわけではない。文書館に行くと、確かに台湾の研究者の助手がボスの為めに必死に文書を写している姿を見かけるが、日本やアメリカの大学院生の姿も眼にすることができる。

筆者は、文書史料を如何に使用するかという文書に対する姿勢について、既発表の史料紹介文で何度となく述べてきた。だが、そうしたどちらかと言えば曖昧な問題よりも、文書そのものを理解するための文学的な知識を身につけ、文書を利用した他地域の先進的研究における文書史料批判に学び、きちんと文書史料の位置づけを行うことの方が先決であることを強く自覚するようになった。これは、台湾人研究者と交流する中で、彼らが文書史料を使用しない理由の一つに官僚不信、そこから来る文書不信があることを知ったことや、欧米や日本外交史の研究者を台湾の各文書館に案内させていただいた時に、彼らからの文書の性格に関する質問に明確に答えられなかったことを契機としている。文書の「改竄」が行われているとまでは思わないが、例えば「原檔」と「抄檔」なる区別も、単に「毛筆で書かれたもの」と「何かしらの方法でプリントされたもの」という、歴史分析上、あまり重要でない区分なのではないかといった疑問を抱くようになった。注意してみると、抄檔

にも電報を受け取った電報科で作成したもの、その後担当部局で作成したもの、また後になって電報科が月ごとの電簿を作成する際につくったもの、檔案科が文書を整理する際に写したものを、そして年月が流れてから再整理を行うために写されたものなどに分かれることが判ってきた。こうしたことから、当時の役所ではどのように文書の写しをとっていたのかなどという、役所内部のシステムや文書管理に関する内規が実に重要なことに遅ればせながら気づいた。筆者はかつて、中国の外交文書の保存の分散状況に関する調査結果を発表したことがあるが、そうした単なる情報よりも、むしろ文書そのものの性格を決めるための道具が重要であろう²³⁾。

そして、個々の時期の中国の外交文書を、文書学で言う「文書群」として眺めた時、筆者は始めて自らの使用している北京政府期の外交文書が群として極めて奇異なことに気づき、これまでの文書の使用の仕方に対して反省することを迫られたのである。

話は変わるが、このような台湾における文書の公開状況に 대응するような体制が日本にできていないということが残念でならない。台湾では研究者の動きが文書公開に結びついたという。「亞洲」の情勢を肌で感じることでできる中国史研究者は、「亞洲」の真のニーズを国内に伝えることが求められるであろう。

註

- 1) 「大溪檔案解密 年底前對外開放：現代史機密檔案，正名為『蔣中正總統檔案』。国史館逐步將資料製成微卷」（『聯合報』1996年8月14日）など参照。こうした文書公開状況が紙面を飾るのも台湾の特徴である。
- 2) 文書を国史館に移転しなければならないという法はない。しかし、蔣経国が生前、文書の国史館移転を口頭で指示したとされ、現在もそれが遵守されている。
- 3) 中央研究院近代史研究所「中央研究院近代史研究所概況（1955-1996）」（同所，1996年）を参照。所蔵文書及び利用方法については、坂野正高「中央研究院近代史研究所の外交檔案」（『東洋学報』43巻4号，1961年），金丸裕一・莊樹華・姜正華「台湾・中央研究院近代史研究所檔案館」（『近きに在りて』25号，1992年）など参照。
- 4) 文書整理の状況は，中央研究院近代史研究所「近代中国史研究通訊」（半年刊）に随時掲載されている。筆者は，最新の情報として，同所檔案館閲覧室

「近代史研究所典藏檔案統計」（1996年10月1日作成）を参考にした。なお，本文書館で昨今公開された文書については，拙稿「新公開」された戦前・戦後の台湾行政文書」『アジア経済』（38巻1号，1997年1月）に於いて述べた。併せて参照願いたい。

- 5) 近代史研究所檔案館の目録としては以下のものがある（発行順）。『經濟檔案函目彙編 第一冊（1903-1937）』（1987年12月），『外交檔案目録彙編』（上下）（1991年5月），『中外地圖目録彙編』（上下）（1991年6月），『經濟檔案函目彙編 第二冊』（〈經濟部（1938-1948）〈資源委員會（1936-1952）〉（1993年6月），『經濟檔案函目彙編 第三冊』（〈水利（1934-1948）〈農林（1940-1949）〈塩務（1670's-1950's）〉（1994年6月）。
- 6) 国史館については，国史館『国史館現蔵国家檔案概述』（1996年）を参照。所蔵文書などについての情勢は，機関誌『国史館館刊』を参照。
- 7) 拙稿「中華民國国史館所蔵檔案の概観」（『近きに在りて』25号，1994年）。
- 8) 張力「別讓歷史留白檔案管理該加油」（『聯合報』1996年7月8日）など参照。
- 9) 国史館及び党史会で昨今開いた文書については，拙稿「台湾における新公開檔案——1920～40年代国民政府・国民党檔案を中心に」（『中国研究月報』1996年4月号），拙稿「戦後台湾の行政文書・党務文書公開の現状」（若林正文監修『台湾における台湾史研究：制度・環境・成果1986-1995』（交流協会，1996年）参照。
- 10) 中国国民党中央委員会党史委員会編『中国国民党中央委員会党史委員会簡介』（近代中国出版社，1995年）参照。利用状況については，横山宏章「中国国民党の史料を求めて——図書館行脚（下）」（『東方』127号，1991年），笹川裕史「中国国民党中央委員会党史委員会（台湾）の所蔵史料と利用方法と所蔵目録」（『近きに在りて』22号，1992年）を参照。
- 11) 未公開だが，旧公開分については，中央研究院近代史研究所編『中国現代資料調査目録』（中央研究院近代史研究所，1969年）がある。この目録は，中央研究院近代史研究所図書館2階のレファレンスに置かれている。
- 12) 「中国国民党中央委員会党史委員会拡大開放史料実施辦法」（『近代中国』101期，1994年，212頁，近代中国出版社）。また，同誌同号に掲載されている李雲漢「從史料開放談党史研究」も文書公開への経緯を知る上で興味深い。
- 13) 王順風編『国軍檔案目録彙編 第一輯』（国防部史政編訳局，1993年，3-5頁）
- 14) 台湾では複数の研究者によって，經濟関連文書の所在状況がまとめられた。林滿紅主編『台湾所蔵中華民國經濟檔案』〈檔案調查報告1〉（中央研究院近代史研究所，1995年）。
- 15) 拙稿「中華民國外交檔案保存・公開の現状」（『東北アジア近現代史研究会 NEWS LETTER』6号，1994年）。

- 16) ここでの記述は、前掲拙稿「中華民国外交档案保存・公開の現状」及び北京政府外交部の『外交年鑑』などに基づく。
- 17) 中央研究院近代史研究所蔵外務部檔案 (02-14.14-2.「各項条陳」)。
- 18) 民国17年9月25日外交部総務司収、北平檔案保管処祁鵬ヨリ摺呈「条陳籌議保管辦法並職員名冊」(国史館所蔵外交部檔案, 0440-2330.「外交部北平檔案保管処案」)。
- 19) 民国17年9月25日外交部総務司収、北平檔案保管処祁鵬ヨリ摺呈「摺呈辦理接管檔案情形」(同上文書)。
- 20) この時、図書は上海経由で南京に運ばれた模様である。1938年1月に日本軍が南京で接收したという外交部図書5万2千冊に、北平から運ばれた図書が含まれていた可能もある。
- 21) 「外交部檔案借閱規定」(外交部外(83)檔資1字第83319567号函發布実施, 1994年7月26日)。
- 22) 「卅年前外交機密檔案將解禁, 外交部年内研擬借閱辦法, 開放対象考慮普及一般民衆」(『聯合報』1994年7月17日)。
- 23) この意味で久保亨「中華民国文書史料の紹介と検討」(東京大学東洋文化研究所東アジア部門『中国朝鮮文書史料研究』所収, 63-79頁, 1986年)は先駆的業績である。

【付記】本稿は平成7-8年度日本学術振興会特別研究員奨励金の助成をうけた成果の一部である。